

事案書（ 経営会議 調整会議）

開催日：令和4年8月22日（月）

担当課：政策部 デジタル戦略課

<p>件 名：(仮称) 大和市デジタル・ガバメント推進指針の策定について</p>	
<p>提出理由：市のデジタル化の推進に向けた基本的方針を定めるにあたり、その内容について了承を得るため。</p>	
<p>内 容：</p> <p>1. 背景</p> <ul style="list-style-type: none"> この 10 年の間に広く普及したスマートフォン等により、国内においても様々なコンテンツやサービスが利用され、高齢者のインターネット利用も拡大しているなど、デジタル技術の活用は社会経済の広範にわたって浸透している。 国においては、令和 3 年 5 月にデジタル改革関連法を公布し、同年 9 月にはデジタル庁を設置するなど、デジタル社会の実現に向けた取組の強化推進を図っている。 デジタル技術は、我が国で進む少子高齢化・人口減少に伴う、経済活動の担い手の確保や、老朽化が進むインフラへの対応など、様々な諸課題を解決するためのツールとして、行政においてもその利活用は欠かせない要素となってきた。 また、新型コロナウイルス感染症の影響下で非対面や非接触化が求められる中、キャッシュレス決済などを実現できるデジタル技術の利便性と可能性に対する期待は一層高まっている。 <p>2. 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> このような進歩の著しいデジタル社会に、基礎自治体としての的確に対応し、本市の持続可能性を高めていくことができるよう、デジタル技術を効果的に取り入れつつ、行政経営のあり方を変革していく取組が必要となっている。 この取組をスピーディーかつ全庁的に展開していくための統一的な方針として、デジタル・ガバメント推進指針を策定する。 指針には市のデジタル化の考え方や方向性などを掲げ、健康都市やまと総合計画の分野別個別計画として、また官民データ活用推進基本法に定める市町村官民データ活用推進計画として位置付ける。 	<p>3. 指針の内容</p> <p>(1) 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市の持続可能性を高めるデジタル・ガバメントの推進 思いやりのあるデジタル化の推進 <p>(2) 適用期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 4 年度～令和 7 年度 <p>(3) 推進体制と進行管理手法</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル推進委員会、デジタル戦略推進アドバイザーの活用、OODA ループによる取組の推進 <p>(4) 施策展開にあたっての考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点目標の設定 <ul style="list-style-type: none"> ①利用者視点に立った行政サービス、②行政事務のデジタル改革、③デジタル化を支える基盤の確立 推進にあたってのポイント <ul style="list-style-type: none"> ①ターゲットの的確な設定と横展開、②スモールスタート、③UI/UX の向上、④業務・職員負担の省力化 <p>(5) デジタル・ガバメントの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ①重点目標 1 の取組 <ul style="list-style-type: none"> 行政手続のオンライン化、民間のデジタルサービスを活用した利便性向上、オープンデータの推進 ②重点目標 2 の取組 <ul style="list-style-type: none"> 情報システムの標準化・共通化、業務効率化に資するシステムや AI・RPA 等の利活用、データの利活用（EBPM の推進） ③重点目標 3 の取組 <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ対策の推進、デジタル化に対応する人財の育成、デジタルデバイドの解消
<p>経 過</p> <p>R 3. 5 デジタル改革関連法公布</p> <p>R 3. 9 デジタル庁設置</p>	<p>今後の予定</p> <p>R 4. 9 市民意見公募手続の実施</p> <p>R 4.10 デジタル・ガバメント推進指針の公表</p>